

現行（土木設計業務等共通仕様書（案） 平成17年4月）	改正（土木設計業務等共通仕様書（案） 令和8年4月）
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 適用</p> <p>1 土木設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宇治市及び宇治市水道部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>5 現場技術業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>1 「発注者」とは、宇治市長及び宇治市水道事業管理者をいう。</p> <p>2 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</p> <p>26 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>（1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効は書面と差し換えるものとする。</p> <p>第3条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現場踏査を開始することをいう。</p> <p>第4条 設計図書の支払及び点検</p> <p>1 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについて</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 適用</p> <p>1 土木設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宇治市及び宇治市上下水道部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>5 測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>1 「発注者」とは、宇治市長をいう。</p> <p>2 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>26 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>（1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効は書面と差し換えるものとする。</p> <p>第3条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。</p> <p>第4条 設計図書の支給及び点検</p> <p>1 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販され</p>

現行（土木設計業務等共通仕様書（案） 平成17年4月）	改正（土木設計業務等共通仕様書（案） 令和8年4月）
<p>は、受注者の負担において備えるものとする。</p> <p>第6条 管理技術者</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術管理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>6 受注者は、屋外における設計業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務等が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。</p> <p>第7条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2 照査技術者は、技術士（総合技術管理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。</p> <p>5 照査技術者は、業務完了にともなって照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者が調査職員に差し出すものとする。</p> <p>第9条 提出書類</p> <p>1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定</p>	<p>ているものについては、受注者の負担において備えるものとする。</p> <p>第6条 管理技術者</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</p> <p>6 （削除）</p> <p>第7条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</p> <p>5 照査技術者は、業務完了にともなって照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者が調査職員に差し出すものとする。</p> <p>第9条 提出書類</p> <p>1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置</p>

現行（土木設計業務等共通仕様書（案） 平成17年4月）	改正（土木設計業務等共通仕様書（案） 令和8年4月）
<p>した書類を除く。</p> <p>2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が5100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「業務カルテ受領書が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。</p> <p>2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が5100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから調査職員にメール送信し、速やかに調査職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>
<p>第10条 打合せ等</p> <p>1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p>	<p>第10条 打合せ等</p> <p>1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p>
<p>第15条 土地への立入り等</p> <p>1 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、業務完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	<p>第15条 土地への立入り等</p> <p>1 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ証明書交付願を発注者に提出し証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、業務完了後10日以内に証明書を発注者に返却しなければならない。</p>

現行（土木設計業務等共通仕様書（案） 平成17年4月）	改正（土木設計業務等共通仕様書（案） 令和8年4月）
<p>い。</p> <p>第16条 成果物の提出</p> <p>1 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための装置については「電子納品運用ガイドライン（案）」、「現場における事前協議ガイドライン（案）」を参考にするものとする。</p> <p>第17条 関係連法令及び条例</p> <p>受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>第18条 検査</p> <p>1 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>（1）設計業務等成果品の検査</p> <p>（2）設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「現場における事前協議ガイドライン（案）」を参考にするものとする。</p> <p>第21条 契約変更</p>	<p>第16条 成果物の提出</p> <p>1 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】」を参考にするものとする。</p> <p>第17条 関係連法令及び条例</p> <p>受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>第18条 検査</p> <p>1 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>（1）設計業務等成果品の検査</p> <p>（2）設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、「電子納品運用ガイドライン【業務編】」を参考にするものとする。</p> <p>第21条 契約変更</p>

現行（土木設計業務等共通仕様書（案） 平成17年4月）	改正（土木設計業務等共通仕様書（案） 令和8年4月）
<p>1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 委託料に変更を生じる場合 (2) 履行期間の変更を行う場合 (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施工上必要があると認められる場合 (4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合 <p>2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第19条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項 (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項 (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項 <p>第23条 一時中止</p> <p>1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、第31条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合 (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合 (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合 (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合 (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合 <p>2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査</p>	<p>1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合 (2) 履行期間の変更を行う場合 (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施工上必要があると認められる場合 (4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合 <p>2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第20条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項 (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項 (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項 <p>第23条 一時中止</p> <p>1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、第32条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合 (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合 (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合 (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合 (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合 (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合 <p>2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職</p>

現行（土木設計業務等共通仕様書（案） 平成17年4月）	改正（土木設計業務等共通仕様書（案） 令和8年4月）
<p>職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止を命ずることができるとする。</p> <p>第25条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害について、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第26条 部分使用</p> <p>1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p> <p>第27条 再委託</p> <p>1 契約書第7条第1項に規定する「主体的部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型作成などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p>	<p>員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。</p> <p>第25条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第26条 部分使用</p> <p>1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p> <p>第27条 再委託</p> <p>1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型作成、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p>

現行（土木設計業務等共通仕様書（案） 平成17年4月）	改正（土木設計業務等共通仕様書（案） 令和8年4月）
<p>なお、協力者は、宇治市入札参加資格者名簿に登録されている者である場合は指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第28条 成果物の使用等</p> <p>2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示なく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p> <p>第29条 守秘義務</p> <p>2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第27条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>(追加)</p>	<p>なお、協力者は、宇治市入札参加資格者名簿に登録されている者である場合は指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第28条 成果物の使用等</p> <p>2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p> <p>第29条 守秘義務</p> <p>2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第11条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</p> <p>5 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。</p> <p>6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</p> <p>7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</p> <p>第30条 個人情報の取扱い</p> <p>発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の</p>

現行（土木設計業務等共通仕様書（案） 平成17年4月）	改正（土木設計業務等共通仕様書（案） 令和8年4月）
<p>(追加)</p> <p>第30条 安全等の確保</p>	<p>防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。</p> <p>1 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。</p> <p>2 受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</p> <p>3 受注者は、本業務を実施するために取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。</p> <p>4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</p> <p>5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複製し、又は複製してはならない。</p> <p>6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。</p> <p>7 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生又は発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複製物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし発注者が廃棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</p> <p>9 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して報告を求め、又は調査することができるものとする。</p> <p>第31条 安全等の確保</p>

現行（土木設計業務等共通仕様書（案）平成17年4月）	改正（土木設計業務等共通仕様書（案）令和8年4月）
<p>1 受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(1)～(4)（追加）</p> <p>2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>3 屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>（追加）</p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に併い伐採した築木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p>	<p>1 受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 「土木工事安全施工指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2) 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生を出来る限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(3) 調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。</p> <p>(4) 業務実施中施設等の管理者の許可をなくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。</p> <p>2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>3 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 「建設工事公衆災害防止対策要領（建設省事務次官通達平成5年1月12日）」を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 屋外で行う設計業務等に併い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。</p> <p>(4) ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p>

現行（土木設計業務等共通仕様書（案） 平成17年4月）	改正（土木設計業務等共通仕様書（案） 令和8年4月）
<p>(追加)</p> <p>第31条 臨機の措置</p> <p>第32条 履行報告</p> <p>第33条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>(追加)</p>	<p>(5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。</p> <p>第32条 臨機の措置</p> <p>第33条 履行報告</p> <p>第34条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>第35条 暴力団等の排除</p> <p>1 受注者は、設計業務等の実施に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じなければならない。</p>